

平成 21 年 3 月 25 日現在

研究種目：若手研究(B)  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19730065  
 研究課題名（和文）債務整理における信託

研究課題名（英文）Liquidation trusts

研究代表者

中田 英幸 (NAKATA HIDEYUKI)  
 駒澤大学・法学部・講師  
 研究者番号：40436069

研究成果の概要：債務超過に陥った債務者が、その債務を整理するために信託を利用する場合について、ドイツ法の信託清算和解とアメリカ法の清算信託を参考に比較法的検討を行い、我が国におけるそのような信託の利用のあり方を探った。我が国においてそのような信託はこれまでアメリカ法におけるような受託者が多様な義務を負う利用を想定していたが、それと並んでドイツ法におけるような受託者の義務内容を限定し、コストを抑える信託の利用も考えるべきである。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	150,000	1,150,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法

#### 1. 研究開始当初の背景

債務超過に陥った債務者の私的な債務整理に信託を用いるという提言はかつてから主張されており、債務者企業の主要取引銀行が受託者となって企業財産の清算を行うという、受託者が受益者たる債権者の一人である信託が想定されていた。しかし、そのような信託が実際に用いられていたわけではなく、また実際に信託を利用する場合の具体的な問題を論じるものではなかった。

それに対して、近年では信託の一般的な利用に関する注目が高まっており、また最高裁においても、傍論ながら債務整理目的の弁護士の前払い金について、信託の設定あるいは委

任と信託との複合した契約の締結が望ましい旨言及するものも現れている。したがって、実務上、これまで想定されていた債務者の債権者が受託者となる信託とは異なる、新たな種類の債務整理を目的とする信託の社会的ニーズが高まってきている。特に弁護士の預り金については、信託業法の規制の適用外として、法的にも利用の促進が予定されている。もっとも、その最高裁も信託あるいは委任と信託の複合契約の内容については言及しておらず、新たな債務整理目的の信託の内容が構築されるに至っているわけではない。

したがって、今後そのような信託の実際の利用増加が見込まれるなかで、それに関する

基礎的問題を研究することは社会的に早急に必要な状況であり、かつ学問的にもこれまで研究が乏しいところであり、新たに検討を加える意義のあるものである。

## 2. 研究の目的

債務超過に陥った債務者が信託を用いて私的に債務整理を行う場合の利用方法について、これまで想定されていた場合に留まらない新たな類型を示すとともに、これまで想定されていた信託の問題点、特に受託者の義務内容に関する問題点を明らかにする。

債務整理目的の信託について、これまで想定されていた債務者の債権者の一人が受託者となる信託は、弁護士らが債務者から委託を受けて債務整理を行う場合に対応できない。またこれまでの債務整理目的の信託における受託者の義務内容は幅広く、その分、信託のコストはかかってしまうというデメリットがある。また、受託者が受益者を兼ねていることと、義務内容が広すぎるにより、利益相反の問題も生じる危険も存在する。

債務整理目的の信託の新たな類型を示し、その目的で信託を利用する場合の問題点に対して具体的な検討を加えることによって、我が国において今後用いられるべき債務整理目的の信託を明らかにする。

## 3. 研究の方法

我が国における債務整理を目的とする信託に関するこれまでの検討は、債務者たる企業の主要取引銀行が受託者となり、かつその受託者の義務内容が幅広く、債務者の更生ではなく清算を目的としている場合のみを想定していた。それゆえ、我が国のこれまでの議論に基づいて、債務整理目的の信託の多様な類型を想定し、また債務整理に信託を用いる場合の具体的な検討を加えることは困難である。

したがって、債務整理において今後これまでよりも多様な場面に信託を用いることを研究しようとするれば、実際にそのような信託を用いているドイツ法・アメリカ法における議論を参考にすることが必要である。まずは、それらの法における債務整理目的の信託を参考にして、その目的の信託の類型の多様化を図り、次に、それに対して比較法的検討から我が国の債務整理目的の信託に関する示唆を得ることが有用である。それにより、我が国におけるこれまでの議論の問題点を明らかにし、今後利用が見込まれる多様な場面における債務整理目的の信託について、あるべき信託の内容を提言する。

## 4. 研究成果

### (1) 問題点の整理

債務超過に陥った債務者の債務整理に信

託を用いるとしても、委託者たる債務者が信託の目的をどのように設定し、受託者の義務としてどのような内容を定めるべきかについては必ずしも明らかではない。これまで我が国で想定されてきた債務整理の信託とは、債務者財産の清算を目的とし、債務者の主要な債権者、例えば債務者が企業である場合に主要取引銀行が受託者となり、その受託者が清算に関する企業財産を譲り受け、他の債権者に配当するというものである。これは信託の利用方法としてあり得るものではあるが、問題も存在する。

一つは、近年指摘されているニーズ、すなわち、弁護士らが債務者の依頼を受けて債務者の更生のためにその債務の整理を行う場面に信託を用いる場合に対応できていないことである。信託の目的が清算と更生とで大きく異なり、信託の受益者たる債権者も主要取引銀行ではない債権者(例えば、消費者金融など)の可能性が高く、受託者も債権者の一人ではなく債務者から委任された弁護士らであり、当事者の属性・当事者間の関係がこれまでと相違する。例えば、受託者の義務は債権者(だけ)ではなく、まず債務者の利益を図ることにあるかどうかなど、受託者の義務や生じる問題を改めて検討する必要がある。

もう一つは、受託者の義務内容が広すぎ、受託者が利益相反に陥る可能性が高いことである。例えば、受託者たる銀行は自己の有する債権の早期回収を図りたいと考える一方、他の債権者は早期の換価ではなく換価時期を送らせてでも換価価値を最大化したいと考える可能性もある。その場合には、早期回収を図りたい受託者たる銀行とできる限り換価価値を高めた他の債権者との利益は対立する。債権者間の利害対立ではなく、受託者との利害が対立することは問題である。またこの場合、不利益が生じるのは他の債権者だけではない。債務者企業の保証人、すなわち経営者やその親族にとっても換価価値が低くなることは不利益である。それゆえ、換価価値の最大化を委託者と受託者との間の信託行為に定めたならば、受託者が信託行為に反する可能性も生じうる。

債務整理を目的とする信託をより用いれば、そのような信託の利用場面が多様化し、債務整理が進む一方、それにより新たな問題が生じる可能性がある。

### (2) ドイツ法の検討

ドイツ法における債務整理目的の信託は古くから存在し、それは一般に信託清算和解(Treuhandliquidationsvergleich)と呼ばれている。さらに 1999 年から施行された改正倒産法(Insolvenzordnung)により、ドイツ法

においてももとは自然人の免責を認めない制度であったところ、自然人の債務者が免責を求めている場合に、信託を用いて債務者の財産を管理することが制度化された。

それによれば、債務者がその財産を清算しても債権者に配当できない債務の免責を求める場合には、倒産手続開始後、収入の一定割合を6年間受託者に譲渡する必要がある。信託が開始するまでの財産管理・処分は倒産管財人が行い、受託者は倒産手続終了後に、譲渡された収入を管理し、一定期間毎に債権者に配当する義務を負うのみである。この間、債権者は債務者に対して強制執行することができず、かつ債務者は債権者に直接弁済その他利益を与える行為を禁じられる。もし、債務者が受託者に給付をしないあるいはその他の義務に違反する行為をするならば、免責は受けられない。

倒産管財人による手続・財産管理自体が途中で終了し、その時点から倒産した債務者の財産管理に信託が用いられ、財産管理者の義務が債務者の財産管理・債権者への配当のみに限定されることによって、管理コストが少なくなるというメリットが生じる。また債務者への強制執行の排除・債権者への利益供与の禁止によって、債務者の更生と債権者間の平等も図られている。特徴的であるのは、信託の利用が倒産手続のコストを低減することにあること、受託者は受益者のために財産管理・配当のみを行い、債務者のための義務を全く負わないことである。受託者の義務内容が狭く、また受託者は債務者と債権者との間で中立であるので、受託者の行為が利益相反になる可能性は乏しい。

### (3) アメリカ法の検討

アメリカ法における債務整理目的の信託は、清算信託(Liquidation trusts)と呼ばれている。ドイツ法とは対照的に、受託者の義務内容が広いのが特色である。そのような信託は、債務超過に陥った債務者企業の財産を直ちに分配するよりも、その企業を思慮深い(prudent)経営者に委ねた方が弁済割合が高いと見込まれる場合に用いられる。企業の財産はすぐに換価することが困難である、あるいはすぐに換価すれば価値が低減する場合には、そのようなデメリットを避けることが信託の設定の理由である。この信託は、経営者、債権者、場合によっては裁判所によって設定され、受託者が経営する場合もあれば、受託者と並んで他の者が経営者として選任される場合もある。この受託者は経営の責任を負うので、ドイツ法のような債務整理目的の信託とは異なって、義務内容は広く、費用が高くなる。別途経営者を選任すれば、受託者の費用は低下するが、経営者の報酬は必要であり、最終的な費用は同じである。同様に幅広

い義務を負う我が国の清算目的信託と比べると、信託の目的が単なる財産の換価ではなく財産に基づく経営を含んでいる点と、受託者が債権者ではなく通常信託機関であって、受託者と債権者との間の利害対立を避けている点に特徴がある。我が国のように、債務者企業の主要取引銀行が受託者をしている場合、銀行が債務者企業を経営することは通常考えられず、また取引銀行が債権者ではないこともありえないので、受託者和其他の債権者との利害対立の問題も生じうる。アメリカ法においては、このような問題を避け、信託の設定にかかわらない者が受託者となり、受益者たる債権者の利益に対して忠実義務を負うことになっている。

### (4) 我が国への示唆

我が国における債務整理目的の信託は、受託者が破産管財人と同様の義務内容を負うものが想定されてきた。これは受託者の義務内容の視点からすれば、ドイツ法とアメリカ法との中間に位置するが、破産管財人の権限が通常広範囲であることからすれば、ややアメリカ法よりである。それと並び、弁護士が債務者から財産を譲り受け、それを債権者に弁済する信託も近年言及されている。もっとも、後者の場合の受託者の義務内容については、明確に議論されておらず、おそらくは前者と同様に考えられているだろう。

本研究の結論として、まず、これらの信託と並び、ドイツ法・アメリカ法で用いられている債務整理目的の信託、特にドイツ法の費用が少ない信託の利用を考えるべきである。なぜなら、法的整理と比べた私的債務整理のメリットは費用の低廉さにあるからである。それゆえ、弁護士が受託者となって債務者の財産を管理し、それを債権者に配当するという財産管理のみを行うという信託には利用の見込みがある。それに対して、むしろ費用はかかるアメリカ法の信託の利用は我が国では利用が乏しい。というのも、業として信託を引き受けることができ、かつ経営者に代わって経営を行う受託者を見出しがたいからである。債務者の業務が投資業務などであれば、信託銀行も引き受けられる可能性があるが、それでも利用局面は限定される。

次に、弁護士などが債務整理に信託を用いる場合には、ドイツ法を参考にして、債権者との和解交渉と、債権者への配当目的の信託とを分離する必要がある。この点で、最高裁が委任と信託とを合わせた複合契約に言及していることは間違いである。なぜなら、受託者の義務は委任者の利益を図り、受託者の義務は受益者の利益を図ることであるところ、委任の利益は委任者である債務者の利益を図り、信託の利益は信託財産から給付を受ける受益者たる債権者であって、債務者では

ないからである。委任者の利益を図る制度と受益者の利益を図る制度を単純に複合させれば、むしろ利益相反の問題が生じやすい。考え方としては、委託者たる債務者をも受益者と考えるかあるいは受託者の義務内容として債務者の利益を含めることによって、受託者に債務者の利益に配慮する義務を負わせることは可能である。しかし、ドイツ法・アメリカ法とも、受益者は債権者のみであって、委託者たる債務者を含んでいない。実務上は、受託者が相反する利害を調整することが難しいためであろう。それゆえ、債権者の利益だけではなく、債務者の利益を図るべき和解案のとりまとめ段階においては、信託を用いることは寧ろ不適切である。本来受託者は受益者たる債権者の利益を図らなければならず、そこに委託者(設定者)たる債務者の利益を含めることは、相反する義務を受託者に負わせることになる。判例のいう委任と信託の複合や、従来債権者の一人が受託者となる信託は、債務者から委託を受けて債務整理を行う場合に、むしろ委任のみを用いた場合と比べて債務者の利益が害される問題を残す可能性がある。

以上から、債務整理に信託を用いる場合においても、委任と信託を複合せず、弁護士などが債務者から委任を受けて債権者との調整を行う過程と、その合意ができた後、合意に従った債権者への配当を目的として債務者の財産管理を行う過程とを明確に区別する必要がある。また、特に債務者の更生を目的とするときにおいて、受託者を債権者が兼ねることは、債務者の利益を害するおそれ大きい。清算に関する合意の形成過程と合意にしたがった財産管理・配当過程との区別をし、受託者が基本的に債権者の利益を保護する義務を負うという債務者、受益者間の調整をするならば、債務整理における信託の利用を拡充することは我が国にとって有益である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(計0件)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

中田 英幸(NAKATA HIDEYUKI)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号：40436069

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号：